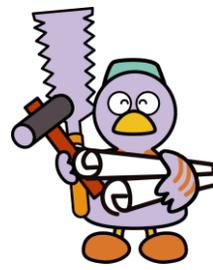


建築職



県有施設の設計・施工監理、建築行政、住宅行政、都市計画など幅広い業務を行います。都市整備部だけでなく、総務部、教育局など、様々な部署でキャリアを積むことができます。

◆主な業務内容と配属先

<都市整備部住宅課、営繕課、営繕・公園事務所、総務部、教育局等>

営繕・住宅

県有施設(県営住宅含む)の新築・改修工事について設計及び施工監理を行います。近年では、新しい施設の整備から既存施設の利用形態を見直し、機能向上のための増改築・改修、耐震補強など施設の有効活用や経年劣化に対応した改修を行っています。



大規模施設の新築工事も行っています。写真は埼玉県立小児医療センターです。

ICT技術も活用し、工事の進捗を確認。関係者と何度も打合せを行い、施設が完成すると大きな達成感が得られます。



<都市整備部建築安全課、各建築安全センター>

建築行政

建築基準法等に基づく建築確認、許認可、検査、パトロール、違反指導等を通して、建築物の安全安心の確保に取り組んでいます。

また、大規模な地震の発生が予測される中で、災害に備えた耐震化の促進にも力を入れています。



地震による被害を最小限に抑えるため耐震改修の補助や出前講座等の啓発事業を行っています。

書類上だけでなく、実際に現場へ出て確認を行います。県民の方と接する機会も多く、やりがいのある業務です。



<都市整備部都市計画課、市街地整備課>

都市計画・景観形成

県民が豊かな生活を営むことができるよう社会情勢に応じた都市計画に取り組んでいます。

また、市街地再開発事業や街並み景観に関する仕事など、魅力的なまちづくりに取り組んでいます。



人口減少、超少子高齢社会において、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、時代に合わせた都市計画の見直しをしています。

市街地再開発は、地区建築物を不燃化建築物へ建替、公共施設を整備し、快適で安全なまちに再生させる事業です。(写真は北越谷駅東口)



◆過去の埼玉県職員採用試験実施状況(建築職(上級))

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
受験者	合格者								
21	11	15	5	8	2	7	4	15	8

◎問合せ先

仕事内容・配属先について

都市整備部 都市整備政策課 職員担当 TEL:048-830-5319

試験制度について

人事委員会事務局 任用審査課 採用試験担当

TEL:048-822-8181 E-mail:a6402-10@pref.saitama.lg.jp